

新上五島町しまのキャンパス体験事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新上五島町は、宇久島、小値賀島を含む五島列島以外（以下「島外」という。）からの修学旅行や文化スポーツ合宿等を行う者に対し、本土からの船賃等を補助することにより、交流人口の拡大と地域の活性化を図るため、予算の定めるところにより、新上五島町しまのキャンパス体験事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、新上五島町補助金等交付規則（平成16年8月1日新上五島町規則第39号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、国又は県その他の団体等から同様の助成を受けているものは除くものとする。

(1) 修学旅行推進事業 島外からの1泊以上の修学旅行を実施する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（以下「学校」という。）に対し、新上五島町への往復の船賃、宿泊料及び体験学習料の一部を補助する。ただし、民間宿泊施設を1泊以上利用すること。

(2) 島外団体誘致推進事業 次のア又はイのいずれかを補助対象とする。

ア 島外からの1泊以上の文化スポーツ合宿、スポーツ大会、交流試合、サークル活動等を実施する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校に所属する児童、生徒及び学生で構成する10人以上の団体（以下「団体」という。）に対し、新上五島町への往復の船賃及び宿泊料の一部を補助する。

イ 旅行会社がアの条件を満たす文化スポーツ合宿等を企画・実施する場合には、当該旅行会社に対し、新上五島町への往復の船賃及び宿泊料の一部を補助する。ただし、募集要綱等に、新上五島町より補助を受けている旨を記載すること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 修学旅行推進事業にあつては、修学旅行生1人当たり1泊目7,500円とし、2泊目以降は1泊当たり2,500円を支給する。

(2) 島外団体誘致推進事業にあつては、児童、生徒及び学生1人当たり1泊目2,000円、

2 泊目以降に、旅館業法第2条第1項に規定するホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業の用に供される宿泊施設を利用する場合は、1泊あたり1,000円を支給する。

(事業の申請)

第4条 規則第4条に規定する申請書(様式第1号)に添付すべき書類は、次の各号のとおりとし、補助対象事業実施日の10日前までに、町長に提出するものとする。

- (1) 新上五島町しまのキャンパス体験事業計画書(様式第2号)
- (2) 行程が確認できる書類
- (3) 経費が確認できる書類(費用明細書等)

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、規則に定めるところによる通知書により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の決定について一定の条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた学校及び団体の代表者並びに旅行会社等は、当該申請の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第3号)に町長が定める書類を添えて、これを町長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条第1項の規定による実績報告書(様式第4号)の提出期限は、事業の完了した日から30日以内とする。

2 前項の規定による実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 新上五島町しまのキャンパス体験事業実績書(様式第2号)
- (2) 行程が確認できる書類及び活動の状況が分かる写真等
- (3) 町内宿泊施設利用証明書(様式第5号)
- (4) 経費が確認できる書類(費用明細書等)
- (5) 参加者名簿
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、補助事業が完了した後に交付するものとする。

2 学校及び団体の代表者並びに旅行会社等は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、規則に定めるところによる請求書(様式第6号)を、町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、学校及び団体の代表者並びに旅行会社等が次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を当該補助金の目的以外に使用したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成23年6月23日告示第37号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第42号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日告示第38号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。